

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

令和四年七月二十二日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 服部圭助

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	取消年月日
川端 祥介	川端よしあき後援会	四、三、一
河村 琢磨	河村琢磨にたくす会	四、三、一
幸山 隆	こうやまたかし後援会	三、一、三
此村 善人	此村善人後援会	三、一、三